

問3 今回の改正と民法（債権関係）の見直しに関する論点として
はどのようなものがありますか。

(答)

1. 今回の改正においては、現在国会に提出されている民法の一部を改正する法律案で取消しの効果は原状回復が原則とされていること^(注1)を踏まえ、取消権行使した消費者の返還義務に関する規定^(注2)を設けています。

(注1) 現在継続審議となっている民法の一部を改正する法律案（第189回国会閣法第63号）が成立し、施行された場合には、同法案による改正後の民法第121条の2第1項として規定されることになります。

(注2) 消費者契約法の一部を改正する法律（平成28年法律第61号）による改正後の消費者契約法第6条の2の規定を指すものです。

2. また、過量な内容の消費者契約の取消しについては、民法（債権関係）の見直しに関する法制審議会の審議の内容^(注3)も参考しつつ、立案を行ったものです。

(注3) いわゆる暴利行為に当たる法律行為は無効とする旨の規定を設けるかどうかについての審議の内容などが挙げられます。

3. このように、民法の一部を改正する法律案や法制審議会における議論の内容も踏まえた上で、今回の改正が行われています。

(参考1) 現行法の規定

○民法（明治二十九年法律第八十九号）

（不当利得の返還義務）

第七百三条 法律上の原因なく他人の財産又は労務によって利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした者（以下この章において「受益者」という。）は、その利益の存する限度において、これを返還する義務を負う。

(参考2)

○民法の一部を改正する法律案（第189回国会閣法第63号）による改正後の民法

（原状回復の義務）

第一百二十一条の二 無効な行為に基づく債務の履行として給付を受けた者は、相手方を原状に復させる義務を負う。

- 2 前項の規定にかかわらず、無効な無償行為に基づく債務の履行として給付を受けた者は、給付を受けた当時その行為が無効であること（給付を受けた後に前条の規定により初めから無効であったものとみなされた行為にあっては、給付を受けた当時その行為が取り消すことができるものであること）を知らなかつたときは、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う。
- 3 第一項の規定にかかわらず、行為の時に意思能力を有しなかつた者は、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う。 行為の時に制限行為能力者であった者についても、同様とする。